兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第3号外

発 行 人 庫 県 兵 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

目 次

監査委員公告

監査委員公告

行政監査の結果に係る措置結果について

平成29年5月31日付けで公表した行政監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通 知が平成30年3月15日にあったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により当該通知 に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年3月30日

兵庫県監査委員

石 井 秀 武 藤川泰延 平 野 正 幸 内藤兵衛

平成29年5月31日付け行政監査報告に係る措置

行政監査「公用車の管理について」

意見(留意・改善・要望事項)

1 公用車の適正配置について

本県の公用車全体の平均年間稼働日数は136.0 日、平均年間走行距離は8,205.0kmであり、過去 | に実施された他県の同テーマの行政監査結果に おける使用状況と比較すれば、決して多いとはい えない状況となっている。

公用車の保有には相当のコストがかかってい ることを踏まえれば、適正配置と効率的な運用が 必要である。

現在、平成26年度から30年度までの取組として 公用車の台数見直しが行われており、その着実な 実施を図られたい。

今後は、所属内の配置単位の見直し、試行的な 減車と随時の配置など、柔軟な運用により公用車 の適正配置に引き続き努められたい。

(企画県民部、健康福祉部、産業労働部、農政環 境部、県土整備部、各県民局等)

2 県民局等集中管理車両の活用について

20年2月の監査報告書において公用車の相互利 用の促進による効率的な活用を要望したこと等 を契機に、22年度から各県民局等で実施されてい

年度当時は全体で60.5日(ただし、東日本大震災 の復旧支援で被災地に無償貸与した期間があり 1年を通して使用できなかった車両がある。)で あったが、27年度では131.9日に改善されている。

しかしながら、2県民センター・1県民局では、 集中管理車両の平均年間稼働日数が100日未満 と、稼働状況が低調となっている。各事務所の状 況を踏まえ、減車も含めて効率的な運用に努めら れたい。

(神戸県民センター、阪神南県民センター、北播 磨県民局)

対応及び改善策

公用車のうち運転員が配置されていない車両 (1,050台(特定の用途のための車両等を除く。平 成26年4月時点)) について、26年度から、稼働日 数が2日に満たない車両の見直しを進めており、 30年度末までに128台を減車する予定である。部局 間での連携を図りながら、公用車の台数見直しの 着実な実施と適正配置に引き続き努める。

この台数見直しと併せて、見直しに伴い削減さ れたリース料・燃料費などの維持経費に係る予算 の一部を活用し、存置車両に対して更新時に4W D等への車種変更やカーナビを設置するなど、公 用車の効率的な運用を図る取組も進めており、こ の取組についても引き続き実施していく。

北播磨県民局においては集中管理車両1台の減 県民局等の公用車の集中管理については、平成│車を実施済みであり、神戸県民センター、阪神南 県民センターにおいても、稼働状況を考慮しなが ら、平成30年度中に合わせて3台の集中管理車両 の減車を予定ないし検討している。

今後とも、効率的な運用を図るため、稼働状況 これら集中管理車両の平均年間稼働日数は、22┃を踏まえ、適切な措置を講じるよう努めていく。

3 リース車両の更新基準について

リースによることとされているが、更新基準は購 入の場合の更新基準がそのまま適用されている。 当初のリース契約(5年)経過後、更新基準を満 たすまでは2年又は1年の期間で再リースを繰 り返す運用がなされており、一部には、更新基準 | は、来年度改めて検討する。また、リース車両だ

行政監査報告書に記載のとおり、リース料につ 公用車の調達は、現在、原則的にメンテナンス┃いては、一定年数の経過を境に増嵩することは認 識している。このため、リース車両については、 走行距離に関係なくリース後11年経過した車両を 平成30年度から更新することとするが、リース契 約年数として9年又は11年のどちらがよいのか

を超えてリースされている事例も見受けられた。 一方、経過年数別の平均リース料額で見ると、 再リースによるリース料のコスト削減効果は限 | 定的であった。また、個別の契約を見た場合、再 リース時にリース料が増額する事例が多数見受し けられた。

経過年数の長い車両を更新できずに新車とそ れほど変わらないリース料を支払い続けたり、再 リースを継続するうちにリース料が増額するよ うな事例が見受けられ、リースのメリットを生か | せていないと考えられる。

公用車のリースについては、効率的なリース期 間の設定や更新基準の見直しを検討されたい。 (企画県民部)

4 交通事故の防止について

がなされていたが、行政監査報告書記載のとおり 交通事故が発生している現状に鑑み、より一層ソ フト・ハード両面での取組が急務である。事故の 事例研究や運転技能講習を含む交通安全研修の 実施、駐車場の環境整備、バックモニター、衝突 被害軽減ブレーキ、衝突警報装置の導入等を必要 に応じて実施し、交通安全対策の実効性を高めら れたい。

けでなく県有車両を含めた全体の更新基準につい ても、契約年数・距離基準をどうするのかなど、 減車の取組と併せて、公用車の利用実態を踏まえ、 30年度以降での公用車の台数見直しの方針も含め て、今後検討していく。

加えて、公用車のリース契約においては、現在 リース会社に対して履行保証保険の加入を求めて いるため、5年を超える一括契約ができないが、 契約条件として履行保証保険への加入が必要かど うかについても今後検討を行う。

適切な車両更新について十分に配慮しながら、 法定点検の際、車体の損傷(きず等)を報告して もらうように、車両のメンテナンスを行う整備工 場に依頼し、職員の車両点検にかかる事務負担の 軽減も図る。

ソフト面の取組として、①平成28年度から本庁 全ての監査対象機関で交通安全研修等の取組 | 運転員対象の交通安全研修において交通事故の事 例や裁判判例等を素材とした研修を取り入れる、 ②外部講師による交通安全研修や教習所での運転 技能講習を実施する、③メールマガジンや職場会 議、交通安全研修等の場を通じ交通事故事例につ いて情報共有する等の取組を行っている。

> また、ハード面の取組として、①後退の際の自 損事故を防止するため、29年度から、運転員が配 置されている公用車の一部について、更新に際し バックモニターを標準装備とする、②各部、県民 局等において、公用車の台数見直しに伴い削減さ れた維持経費に係る予算の一部を活用し安全装備 の設置等を行う取組を活用し、事故抑止に資する 装備を充実する、また、県民局等庁舎駐車場にお いて、③衝突防止の反射テープ等の設置、照明照 度の向上等車庫入れ時の視認性向上のための整備 を実施する、④公用車の大きさ等に応じた区画に 駐車場の割当を改める等の取組を行っており、今 後とも、ソフト・ハード両面から交通安全対策に 努めていく。

5 亡失等報告書の提出について

公用車の損傷について、亡失等報告書が提出さ れていない事例が見受けられた。所属長は、自ら の管理責任を十分に認識するとともに、所属職員 に対し、公用車を損傷した場合には亡失等報告書 を直ちに提出することが必要であることを周知 徹底されたい。また、目視による車体点検を適切 に行うことにより損傷の即時把握に努めるなど、 公用車の適正な管理を徹底されたい。

(阪神北県民局、東播磨県民局、西播磨県民局、

今後とも、①公用車の損傷は直ちに亡失等報告 書の提出が必要である旨幹部会議や職場研修等を 通じて所属職員に対し周知徹底する、②運転者に よる運転前・運転後の車両点検、各車両に備え付 けた車両点検表による損傷状況のチェック、管理 職等による定期的な車両状況の目視確認等を実施 する等の取組を通じ、損傷の即時把握と損傷した 場合の亡失等報告書の提出を徹底し、適正な公用 車の管理に努めていく。

県立農林水産技術総合センター、森林動物研究 センター)

6 法定点検の実施について

道路運送車両法に基づく定期点検を実施して いない事例(9機関、105台)が見受けられた。 安全の確保はもちろん、法令を遵守すべき地方公 共団体としても問題がある。

法定点検の対象車両及び実施時期のチェック リストを作成して定期的に確認すること等によ り、法定点検を確実に実施されたい。

(阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、 中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民 淡路景観園芸学校)

なお、貸付けしている車両で、貸付先団体にお いて法定点検を実施することとなっているもの についても、貸付先団体が法定点検を実施してい ないものがあった。所管の機関にあっては、貸付 先団体への指導を徹底されたい。

(農政環境部、県土整備部、神戸県民センター、 北播磨県民局、中播磨県民センター、淡路県民

各県民局等において、①全車両の法定点検時期 のチェックリストを作成して定期的に確認する、 ②総務担当部署と公用車を実際に運行する部署等 で点検時期を確認する等複数の職員で確認する、 ③定期的な車両自己点検の都度点検表に次回点検 時期を記録する等の取組によりスケジュール管理 と法定点検の実施を徹底しており、今後とも公用 車の適切な管理に努めていく。

また、公用車の貸付先団体に対しても、チェッ 局、淡路県民局、食肉衛生検査センター、県立│クリストを作成する等により確実に法定点検を実 施するよう指導を徹底し、引き続き公用車の適正 な管理と安全確保、法令遵守に努めていく。

7 任意保険の加入手続について

公用車の任意保険について、毎年度、各部ごと に一括して加入手続がなされているが、年度途中 での公用車の調達に係る加入、変更等の手続が適 時になされておらず、任意保険のない状態で運行 されている事例が多数見られた。任意保険のない 状態で事故が発生した場合、任意保険による補償 や示談交渉のサービスが受けられず、制度を導入 した趣旨が生かされないこととなる。

担当部署間の連絡の仕組みを構築すること等 により、漏れのないように徹底されたい。

備部)

今後は、関係所属に対し改めて公用車の任意保 険の変更手続等の流れを周知するとともに、公用 車の所管所属と部総務担当課が連携し、複数名に よるチェックを徹底する等、手続に遺漏のないよ う努める。

また、任意保険契約に係る協定書に関する事務 を所管する管財課からも、庁内会議など様々な機 会を捉えて、関係部局に対して注意喚起を行い、 手続に遺漏がないよう周知徹底を図ることによ り、各所属において関係部署間の連携の下でダブ ルチェックを行うなど、適正な事務手続の確保に (企画県民部、健康福祉部、農政環境部、県土整 | 対する職員の意識をさらに高めるよう努めてい く。